

平成28年度 千葉市青少年問題協議会 議事録

1 日 時 平成28年9月2日（金）午後3時00分～午後5時00分

2 場 所 千葉市役所 8階 正庁

3 出席者

(1) 委 員

久保 陽子 委員、小林 万洋 委員、岡坂 吉朗 委員、鈴木 和幸 委員、
磯邊 聡 委員、山田 純子 委員、山下 裕志 委員、野本 まり子 委員、
尾上 正博 委員、小川 日出男 委員、岡村 奈保 委員、小山 こずえ 委員、
多田 裕香子 委員、池田 直子 委員

(2) 事務局

山田 こども未来局長、藤田 健全育成課長、佐藤 精神保健福祉課長、
藤代 青少年サポートセンター所長

4 議題及び報告

議題 (1) 会長・副会長の選任について
(2) 千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について
(3) 成人向け雑誌（有害図書等）の陳列対策について

報告 (1) 千葉市子ども・若者支援協議会について
(2) 子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況
(3) 千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について
(4) 「家庭教育応援します～親ナビ～」の作成について
(5) 青少年の日フェスタについて
(6) その他

5 議事の概要

議題

(1) 会長・副会長の選任について

小山委員が会長に磯邊委員を推薦し、異議なく会長と決定した。
磯邊会長が副会長に小山委員を指名し、異議なく副会長と決定した。

(2) 千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

小山副会長より、9月17日に開催する「千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰」について、当日の流れ等について説明があり、了承された。

(3) 成人向け雑誌（有害図書等）の陳列対策について

事務局から、成人向け雑誌の陳列対策について説明があり、質問・意見が示され、今後市で検討していくこととなった。

報告

(1) 千葉市子ども・若者支援協議会について

事務局から報告があり、了承された。

(2) 子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況

事務局から報告があり、了承された。

(3) 千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

事務局から報告があり、了承された。

(4) 「家庭教育応援します～親ナビ～」の作成について

事務局から報告があり、了承された。

(5) 青少年の日フェスタについて

事務局から報告があり、了承された。

(6) その他

特になし。

6 議事の経過

宮内主査： 会議に先立ちまして、傍聴人ですが、本日はおりません。
本日、委員の皆様におかれましてはご多用のところ、ご出席くださいましてありがとうございます。
ただ今より、「平成28年度千葉市青少年問題協議会」を開催いたします。
私は、本日の進行を務めます、健全育成課の宮内です。よろしく申し上げます。
まず、資料の確認をさせていただきます。1点目が会議資料。2点目が、「家庭教育応援します～親ナビ～」で、低学年用、高学年用、中学生用の3冊。3点目が、「平成28年度青少年の日フェスタ」リーフレット。4点目が、任

命書です。そのほか、アンケート用紙がございます。不足がございましたら事務局にお申し付けください。

この会議は、千葉県情報公開条例等の定めるところにより公開となっておりますことをご了承願います。

はじめに、開催に当たり、山田啓志こども未来局長がご挨拶申し上げます。

山田局長

皆様こんにちは。こども未来局長の山田でございます。千葉県青少年問題協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。さらに、日頃より、青少年の健全育成はもとより、市政各般にわたり、ご支援・ご尽力をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

本日は、改選後初めての開催ということで、「会長、副会長の選任」、「千葉県青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰」、「成人向け雑誌（有害図書等）の陳列対策について」、ご審議いただく予定であります。

特に、コンビニエンスストアにおける成人向け雑誌の陳列については、青少年の健全な成長を保護する観点から、また、4年後千葉県も会場となるオリンピック・パラリンピック開催に向け、外国人観光客への配慮の観点から、身近な場所で成人向け雑誌を目にする機会を少しでも減らす効果的な手立てについて検討したいと考えております。

今回、この件について積極的に取り組んでおります堺市を視察しましたことから、その取組についても紹介させていただきます。委員の皆様が、それぞれのお立場で、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

また、9月17日に開催の「青少年健全育成功労者表彰式」につきましては、青少年問題協議会の主催行事であります。ご多用のところと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

終わりに、皆様方の今後の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

3 委員紹介

宮内主査

それでは、委員紹介に移ります。本来ならば任命書の交付は市長から手渡しすべきところではございますが、お時間の都合がございますので、本日、机上への配布という形をとらせていただきました。どうぞご容赦ください。平成28年9月1日より2年間、新しい委員として任命されました皆様方、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、1ページ、委員名簿にあります順番で、久保様からお一人ずつお言葉を頂戴できればと思います。

所属、氏名、青少年や子どもの問題で日頃感じられていることなどを、お

話しいただければと思います。それでは、久保委員お願いします。

久保委員： 千葉家庭裁判所で、家庭裁判所調査官をしております久保と申します。所属は少年係といいまして、未成年者が、法に触れる行為をした場合に、処分を決める部署になります。

子どもや保護者に直接お会いして話を伺うことが多く、最近感じていることとしては、法に触れる行為のバリエーションが、多様化していることや、非行の低年齢化があります。一方で、今まであまり問題がなかったのに、大学生になっていきなり非行に走るケースがあるなど多様化しています。

この会議は今年で2年目になりますので、よろしくをお願いします。

小林委員： 千葉少年鑑別所長の小林と申します。どうぞよろしくをお願いします。今年度初めて参加させていただきます。

少年鑑別所の実務を通じて実感しておりますのは、ある朝突然起きたら非行少年になっていた、という人は一人もいないということです。この世に生を受けて育つ中で、支援が必要な子どもに、多くの機関が手を携えて援助ができるよう、少年鑑別所として何ができるのか考えております。どうぞよろしくをお願いします。

岡坂委員： 千葉保護観察所の岡坂と申します。よろしくをお願いします。

保護観察について申し上げますと、8月末時点で千葉県内では、1,366件。その中で、少年関係では707件、そのうち千葉市では111件という状況です。問題性に着目した類型別処遇では、一番多いのが無職、次に暴走族、そして性犯罪、精神障害、飲酒と続いています。無職のものについては、就労支援を行い、精神的な問題を抱えているものについては、医療や福祉との連携を取っていくこととなります。

保護観察所としましては、更生保護に携わる方々のご協力をいただきながら業務にあたっておりますが、やはり地域の方々のご支援がなければできないことも多いので、皆様方におかれましては引き続きご協力いただければと思います。本日はどうぞよろしくをお願いします。

鈴木委員： 千葉東警察署長から2月の異動で市の警察部の総務課長になりました。よろしくをお願いします。

今まで様々な機関の方々のご紹介がありましたが、警察が初めに接触した子どもたちを、その後対応していただいております。

千葉市は少年の非行が、上半期で181人（前年度比4人増）、県下全体では20%を締めている状況です。また、全刑法犯の検挙人員に占める少年の割合は、15.8%（前年度比1.9ポイント減少）でした。不良行為少年の補導につきましても3,087人ということで、県下全体の22.9%になります。

全体的に減少はしているのですが、2015年には芝山で18歳の少女が殺害

され、16 から 18 歳の少年少女が逮捕されるような事件があり、つい最近は埼玉で、ということで、凶悪化が進んでいるというように現場は見ております。

今後も委員の皆様と手を携えながら、健全育成に寄与した取り組みをしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

磯邊委員： 千葉大学の磯邊と申します。専門は臨床心理学です。千葉大学では今年から教職大学院ができて、現職の教員の皆さんのリカレントをしております。そのほか、週1日千葉市内の学校でスクールカウンセラーも行っていきます。

これまで、非行関係の部署の方から発言がありましたが、違う観点で申し上げますと、数日前に女の子がいじめを受けて自殺をしたという事件があったと思います。長期休みの明けに明らかに自殺が多いという統計データも出ていまして、世間の注目を集めているところでございます。

今週からスクールカウンセラーが始まり、中学校へ伺ったのですが、ある学校の生徒指導の案件で、自傷行為の実況中継をSNSでやっている生徒がいて、対応に苦慮していた、という話題になっていました。遺書の書き方のLINEだったり、大人の見えないところで実況中継をしている子がいて、煽る子がいると、場合によっては一線を踏み越えていたかもしれないと思うとひやひやししながら話していたところです。

オリンピックでは、日本人の選手団のうち23名が10代ということで、4年後を見据えてのこともあるのでしょうけれど、白井さんや伊藤さんなど、メダルを取って実績を残しているのを見ると、たくましいなと思います。10年後、20年後はこの若者の皆さんに、千葉市だけでなく日本を背負っていただかなくてはいけないので、彼らが希望を持てる環境を、私たちが責任を持って作らなくてはならないと改めて思うところでございます。よろしくお願いします。

山田委員： 精神科診療所で精神科をしています。この10年くらい、発達のバランスが悪い人が多く、コミュニケーションが取れないことがあります。自分の気持ち・考え・行動も大事だけど、相手も大事にして、自分も納得、相手も納得というように折り合いながら探していくことが難しいです。人間としての資質が変わってきたのか、育つ環境にコミュニケーションをとれる場面が非常に少ないのか、その両方があるのだと思います。

私たちのクリニックも、発達障害といえるような、発達がアンバランスな方が増えてきている実態です。それに対して危機感を持っているし、そのベースになる、赤ちゃんの時から親の状況もかなり深刻になっていると感じます。子どものために自分を守るとか、工夫する力も下がってきているみ

たいなので、子どももそういう力が見つからないのかな、と考えるばかりです。

逆に言えば、元気で明るく非常に才能に溢れる子どもたちもいっぱいいると思うので、あまりマイナスにとらわれず、危機にも対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

山下委員： 千葉市中学校長会の会長をしております緑町中学校の山下と申します。委員として今年初めて参加させていただいております。

千葉市には、教員が約 4,000 人いますが、そのうち経験 10 年未満の教員が 47% くらいです。大量退職がありましたので、ここ 2 年間で半分は 10 年未満の教員になってしまう状況です。

経験不足というのは色々と考えなければならない部分もあり、お話のあったように、子ども・家庭が多様化し、学校と家庭との連携が必要不可欠となっております。その中で、学校が果たす役割は何かということを考えて日々の教育に携わっていかなければいけません。

子どもたちが低年齢の時に、規範をどのように示していくのか、道徳の教科化で授業の中で考えることもそうですが、子どもたちに色々経験を積みませ、その中から掴ませ、未来に希望をもって取り組んでいけるような学校を作っていくことが使命だと思っております。

校長としての立場や、一教師としての立場の両面から考えたいのですが、私も 3 月で退職してしまいますので、来年また新しい委員が来ることになるのですが、継続性を考えながら参加する校長も考えながら、まとめてまいりたいと思います。学校への様々なご意見も頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

野本委員： 千葉市保護司会連絡協議会、緑地区保護司の野本です。よろしくお願いします。

千葉市保護司会としては、先週の土曜日に「市民のつどい」というものを行いました。「社会を明るくする運動」として、小中学校の子どもの作文を募集し、優秀作品の発表などを行いました。

更生保護の形として、保護観察となった方のフォローなどを行っています。よろしくお願いします。

尾上委員： 千葉人権擁護委員協議会の尾上です。

どのような活動をしているかという点、啓発活動と相談活動があります。法務局の中に常時相談員がおり、一般相談と女性専用のホットライン、子どもの人権 110 番などの相談に応じています。

昨年県内で、7,245 件の相談がありまして、子どもの人権では 892 件の相談がありました。中には、人権侵犯事件に発展するケースもありまして、その場合には学校に出向くこともあります。

啓発活動としては、人権教室が多いのですが、千葉市内の小中学生、今年度は約 6,000 人の子どもたちを対象として、それぞれの区の委員が学校にお邪魔して相談を行っています。

いじめの問題の解決、LINE の問題などの対応の仕方などを子どもたちと一緒に考えております。よろしくお願いします。

小川委員： 千葉市民生委員児童委員協議会の副会長をしております小川と申します。今年の 12 月に、全国一斉で民生委員・児童委員の改選があります。

民生委員・児童委員の活動の中では、ややもすると民生委員はお年寄りの安否確認にウェイトがあるのではないかと、言われるのですが、民生委員は児童委員を兼ねますので、日頃の活動の中で、お年寄り中心の活動なわけではありません。

千葉市では民生委員は 1,450 人おります。全国では 236,000 人いるのですが、これが 12 月に一斉に改選されます。

この間の青少年の集団暴行事件などを見ますと、日頃の地域での見回りの必要性を強く感じます。青少年がお店にたむろしていることがあれば、通報していくような、小さなことから進めていけば、大きな事件を未然に防ぐことにつながるのではと期待しているところでございます。よろしくお願いします。

岡村委員： 青少年育成委員会の岡村と申します。青少年育成委員会は中学校区ごとにあります。54 の会があります。本日も隣にいらっしゃる、補導員さんや相談員さんと連携しながら活動する組織です。一番の特徴は、先生方が入っていることで、学校と連携しながら地域の子どもの育成しているということです。プロではないのですが、一番根っこのところで子どもの実態を分かっている地域の住民だと自負しております。

私自身も、育成委員会に関わって 10 年少し経ったのですが、先ほど山田委員がおっしゃったように、ここ 5、6 年発達障害に関わる問題が非常に増えていると感じます。

特に 2、3 歳くらいは、親子セットで考えなければいけないのですが、子どもにちょっと発達の遅れがあると、親がパニックになってしまって、親にもその傾向があると思います。これから幼稚園や学校で関わっていかないといけない大人と、うまくコミュニケーションが取れていないのです。子どもにしわ寄せが行き、中学校に行くと非行に入っていく。そういうルートが顕著に見えていると思っています。

連携という言葉はきれいなのですが、言葉じゃなくて、学校の先生方も子ども一人一人に目を向ける余裕がない状況で、どうやったら地域が助けてくれるだろうか、そういうことを具体的に考えていかないと、こういう席にい

て差し出がましいのですけれど、代表者が集まってああだこうだ言っても、一向に問題は解決しないと考えています。

私は泉谷中学校という緑区の学校で、10年くらい前から、月に1回教頭先生、補導員の方、民生委員の方と一緒に、A君B君の匿名ではなく、実名で子どもの名前を出して、子どもがどういう状況におかれていてどういうところに入り出して、どういう関係を誰と持っているかを把握できるような連携を取っています。実際には個人情報とかいろいろありますけれど、子どもに関しては悠長なことは言っていられないと思っております。そういう草の根のところから、実名で子どもたちと関わっていける状況を作りあげることと、子どもをきちんとケアできる状況を作り上げていかなければいけないと思っております。

こういう会が私自身にとっても、あるいは子どもにとっても実りがあったらと思っております。よろしくをお願いします。

小山委員： 青少年補導員連絡協議会の小山と申します。よろしくをお願いします。

私ども補導員は、「愛のひとこえ」を基調とした街頭補導をしております。以前と比べて、ここ何年かの傾向としましては、補導の対象となる子どもたちが少なくなってきています。これは決して、子どもたちが健全な方向に向かっていくということではなくて、子どもの姿が見えにくくなってきている状況だと思えます。

SNS やコミュニケーションツールの発達によって、子どもたちが、地域や地元を越えた、目に見えないネットワークでつながって、そこにどう関わっていけるのが課題となっております。

私たちは、一見普通でなんでもない子どもたちにも、積極的に声掛けをして、「地域の知らない大人たちも、いつも見守っているよ」ということを子どもたちに訴えかけ、育成の一助となることを願っております。よろしくをお願いします。

多田委員： 青少年相談員の多田です。この会議には3年ほど参加させていただいております。よろしくをお願いします。

青少年相談員は、中学校区を単位として活動しておりまして、中学校区に8名から12名で構成されており、市内で520名の相談員がおります。県知事と、市長の委嘱を受けて、活動させていただいております。内容としましては、地域のお兄さんお姉さんとして、子どもたちに寄り添ったレクリエーション活動を中心に活動しております。

地域・子ども・家庭の多様性の話がありましたが、20歳から55歳の相談員の中でも世代間の差があることを感じております。活動をするにしても、子どもたちを見守るにしても、一つひとつの言葉を丁寧に伝えていかなければ

ばいけないのかなという状況があります。

活動としてはレクリエーションが中心なので、問題を抱える子どもたちと関わることは少ないのですけれど、レクリエーションをとおして、地域の子どもたちと顔の見える関係を作り、何かあった時に、家庭では話せないようなことを話せるようにして、支援できればいいなと考えております。

先日、別の勉強会の場所で、子どもたちを直接サポートすることはできないけれど、地域であなたたちを見ているよ、ということ子どもたちに伝えることで、安心できるんだという話もありましたので、そういう存在になれるように活動しております。

池田委員： 千葉市子ども会育成連絡会の池田と申します。

千葉市の子ども会は、会員が約 6,000 人います。22 の地区の中に、単位が4から10くらいの子ども会があります。活動としましては、「子ども交歓大会」を6月にポートパークで開催したり、夏には58人の子どもとキャンプを開催したりしています。そのほか、中学生にリーダー講習として小さい子どもの面倒を見ることを教えたり、会の役員の講習などもしています。文化活動として、書道、絵、人形劇なども行っています。子どもたちが元気に体験学習できるような活動を中心に行っています。私は誉田の地区におりますが、地区でも子ども会に入る子どもが少なくなっています。また、最近では、子ども会に入りたいのだけれど、自治会に入っていないので、それでも入れますか、というような話を聞くこともあり、自治会に入ることがどうということか、若い親たちが分かっていなく、社会性が育っていないと感じます。子ども会の活動の根幹は、小さな地域で、色々な学年の人たちと交流することで社会性を身に付けていくことだと思います。そういう機会が少なくなっていることと、若い親の規範的な部分が欠けてきていると痛感しました。

民生委員としても活動しているのですが、見守り活動をする中で、30代から40代のひきこもりの方がいらっしゃることに初めて気が付きました。長引くと相談に行く気にもなれず、現状維持でいいやとなっていると感じました。

子ども会とすれば、会員が増えて欲しいのですが、その辺は市の方と連携して子ども会に入るといいんだよ、みんなも入ろうね、というようなものができればいいと思います。地域の方が、子どもを知っていると、その子も悪いことをしにくくなると思うので、青少年相談員の方たちと一緒に活動もしているのですけれど、そういった形になっていければと思います。

宮内主査： 委員の皆様ありがとうございました。なお、本日ご欠席の委員のご紹介は、恐縮ですが、名簿に代えさせていただきます。

続きまして、事務局職員及び所管課担当者を紹介いたします。山田 啓志 ことも未来局長でございます。藤田 孝明 健全育成課長でございます。佐藤 ひとみ 精神保健福祉課長でございます。藤代 茂雄 青少年サポートセンター所長でございます。最後になりました、私、司会の健全育成課 宮内でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

4 (1) 会長・副会長の選任について

宮内主査： それでは議事に入ります。議題1の会長・副会長の選任ですが、会長が決まるまでは、山田ことも未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。山田局長、お願いします。

山田局長： それでは、会長が選任されるまで、進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。「議題(1) 会長・副会長の選任について」事務局お願いします。

宮内主査： 資料34ページにあります「千葉市青少年問題協議会設置条例」第3条第2項及び第3項の規定では会長は委員の互選、副会長は会長が指名となっております。

山田局長： それでは、委員の互選ということで、会長を選任したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

小山委員、お願いします。

小山委員： 私の方から、推薦をさせていただきたいと思います。千葉大学の磯邊委員を推薦させていただきます。磯邊委員は、昨年度まで会長を務めていらっしゃいまして、千葉大学の准教授ということもあり、会の進行がたいへんお上手で、委員皆様のご意見を上手く引き出していただけます。よって、磯邊委員が会長にふさわしいと考えます。

山田局長： ただいま小山委員より、磯邊委員を会長に推薦する旨のご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手あり)

山田局長： ありがとうございます。それでは、ここからは、磯邊会長に進行をお願いします。磯邊会長、お席をご移動いただきまして、一言お願いします。

磯邊会長： 改めまして磯邊でございます。ご推薦いただきまして、大変光栄に思います。青少年問題協議会ということですので、様々な問題を協議し、意思疎通を図っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、副会長の選任に移りますが、先ほどのとおり、副会長は、会長が指名することとなっておりますので、小山委員に副会長をぜひお願いしたいと思います。

(拍手あり)

小山副会長： 小山でございます。大役を仰せつかりましたけれども、精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4（2）千葉県青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

磯邊会長： それでは、議事を進めます。本日は議題が3つ、報告が6つございます。議題の1つめは終わりましたので、議題（2）「千葉県青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰について」、小山副会長をお願いします。

小山副会長： 資料1。3ページをご覧ください。今年度も、9月17日（土）10時から生涯学習センターのホールで開催します。受賞者は、個人101人、団体は5団体となっております。青少年問題協議会委員は全員、主催者として壇上に向かいまして左側に座ります。

司会は、今年度も多田委員にお願いしたいと考えております。主催者挨拶は、磯邊会長が行います。また、来賓祝辞は市長、議長、教育長にお願いしております。

式次第「6 主催者紹介」の際は、呼名はありませんが、司会が「主催者の青少年問題協議会です」と言いましたら、全員起立して、礼をして着席してください。会長の礼に合わせる形になります。

受賞者の呼名につきましては、現在検討中でございます。

受賞者代表として、個人の部は、佐々木 武彦さんに、授与と謝辞をお願いする予定です。また、団体の部は、本郷自治会さんに、授与をお願いする予定になっております。表彰状授与は磯邊会長、介添えは私、小山が行います。

4ページをご覧ください。青少年問題協議会委員は、来場しましたら手前の入口から入り、客席後方の座席で待機します。受付はありませんので、そのまま客席後方に移動してください。9時20分までに集合をお願いします。その際、プログラムは、待機場所でお渡しします。

9時45分になりましたら、声をかけますので、荷物を持って、ステージへ移動します。荷物は舞台袖に置き場を用意しておきます。また、舞台袖で胸花を着けてください。

終了後は舞台袖から退場し、そのまま解散となりますので、受付で胸花を返却後、それぞれ解散となります。

当日、委員の皆様には、弁天小学校を駐車場として用意します。お車でお越しになる予定の方は、本日お帰りの際に、受付にて当日の駐車券をお受け取りください。説明は、以上です。

磯邊会長： ただいまの提案にご意見ご要望、ご質問等がありますでしょうか。

昨年度出席された委員は、イメージが湧くかと思うのですが、初めての方

にはイメージが湧きづらいと思います。基本的には、皆様同じ行動をとることになります。

よろしいでしょうか。そうしましたら、資料を確認していただき、当日よろしく申し上げます。

4 (3) 成人向け雑誌（有害図書等）の陳列対策について

磯邊会長： それでは続きまして、議題の（3）「成人向け雑誌（有害図書等）の陳列対策について」事務局、お願いします。

藤田課長： 今日の議題の柱になると思います。皆さんからご意見をたくさんいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料2。5ページをご覧くださいと思います。ここでは、成人向け雑誌の陳列対策を、コンビニエンスストアに限定させていただきたいと思いません。

8ページをご覧ください。実際のコンビニにおける陳列の状態です。この写真はかなりたくさん並んでいる状況ですが、そこに小さいお子さんがとおりすがりに見ている状況です。小さなお子さんに限りませんが、このような状況が、市内のコンビニでも見られます。トイレの近くに陳列されていることが多いので、利用する際に何気に見てしまう状況がよくあります。

再び5ページをご覧ください。このような状況への問題意識から、提案させていただきたいのですが、青少年の健全な成長及び、4年後千葉市が会場にもなる、オリンピック・パラリンピックの外国人観光客への配慮の観点からも、コンビニにおける成人向け雑誌の陳列について、目にする機会を少しでも減らす、効果的な手法を検討していきたいということです。

次に、なぜコンビニか、ということですが、皆様もよくご利用のことと思いますが、コンビニは、1970年代の日本への導入以来、様々な生活ニーズに応える形で進化して、今では生活に不可欠なものになっています。このようなコンビニに対し、経済の活性化、地域コミュニティの維持・充実等、我が国が抱える課題に対処していく上でも、大きな期待が寄せられております。

また、2000年に警察庁から、「まちの安全・安心の拠点」としての活動要請を、日本フランチャイズチェーン協会が受けまして、加盟するコンビニでセーフティステーション（SS）活動を開始しました。5ページの下の方のとおり、セーフティステーション活動は、2005年10月1日から全国約4万2千店のコンビニで本格的に行われています。青少年環境の健全化として、「18歳未満者への成人向け雑誌の販売・閲覧防止」に取り組んでいるとこ

るでございます。

次に、6ページをご覧ください。千葉市と株式会社セブンイレブン・ジャパンは、市内の一層の活性化と市民サービスの向上を図ることに資するため、包括提携協定を平成26年9月に締結しております。協定の内容の1つとして、「子育て支援及び青少年の健全育成に関すること」が明記されています。従いまして、セブンイレブン・ジャパンをはじめとして、市内のコンビニに協力を依頼したいと考えております。

そして、4つ目になりますが、千葉県青少年健全育成条例の有害図書の区分陳列についての記述です。資料のイラストにありますとおり、有害図書等を陳列するには①から⑤のいずれかの方法で行わなければなりません。簡単に申しますと、①間仕切りで仕切られた場所に陳列する、②他の図書等と60cm以上離す、③10cm以上張り出す仕切り板を設置する、④子どもの身長を考慮し150cm以上の高さに背表紙のみ見えるようにする、⑤ビニール包装、ひも掛けその他の方法で容易に閲覧できない状態にするというものです。加えて、青少年に販売等することができない旨の表示をしなければなりません。千葉県では、以上の方法を行わなければなりません。

続きまして、7ページをご覧ください。では、千葉市の現状はどうか、ということですが、調査結果を掲載させていただきました。これは、毎年、千葉市青少年補導員連絡協議会と協働で、地域内の店舗の方々の協力を得て、青少年を取り巻く環境の実態調査を行っており、その報告から抽出したものです。

市内の協力店舗数は185店舗、その中で成人向け雑誌を販売している店舗は170店舗でした。割合にしまして92%あまりでした。

先ほどの条例の中の陳列方法で見えますと、10cm以上の仕切り版の設置をしている店舗がそのうち約99%、包装やひも掛けが91.2%の店舗で実施されております。この2つがかなりの割合で実施されていることが分かります。その他の方法は0でした。

そして、青少年に販売等することができない旨の表示を行っている店舗の割合は90.6%でした。

また、両方の方法、仕切り版を設置し、かつ、ひも掛け等を実施している店舗の割合は、90.6%でした。

8ページの写真では、左隅の方に、10cmの仕切り版がついており、表示、ひも掛けもしてあります。

それでは、9ページに移ります。局長の挨拶にもありましたように、大阪府堺市に視察に行っていました。

堺市では、このような3つを取り組んでいるようです。

1つ目は、成人向け雑誌への色付き包装の実施です。実物をいただいていたので、回覧します。

2つ目は、陳列棚の目隠し板です。厚さが3ミリある白の亚克力プレートです。この亚克力プレートを設置することで、雑誌の下の部分が見えなくなります。

3つ目は、協力店の入り口に貼るステッカーです。「女性と子どもにやさしい店」とあり、大きさは15センチ四方の正方形です。

次に、実施後の反響としまして、10ページにご紹介させていただきました。住民の意見では、「堺市だけではなく、他市でも実施してほしい。」という意見のほか、「なぜ、カバーをしているのか。」と様々な意見があったようです。

コンビニの店長からは、売り上げには影響していない、トラブルもないという話もありました。

雑誌協会からは、市に対して、「表現の自由」についての質問が何度かあったそうです。

堺市の担当者からは、「この方法がベストではない、まだ試行錯誤している段階である、日本フランチャイズチェーン協会は、ファミリーマートの自主判断という認識であり、特に協力は行っていない、雑誌協会からの反発は避けられない、今年6月に、全店舗分の色付き包装等をファミリーマートへ配布済みである」という話がありました。

今後の方向性として、「全店舗実施が目標ではあるが、あくまでも自主的に実施していただけたところに協力を求める。あくまでも強制ではなく、現在84店舗中11店舗実施している」ということでした。

経緯については、後をご覧ください。

11ページをご覧ください。雑誌協会が、堺市に中止を求める声明を公表した記事です。下線部分にもありますが、協会は、市に中止を求める声明を公表し、「憲法で保障されている表現の自由に抵触するのではないかと指摘し、それに対して、堺市は「協定を締結するか否かは各コンビニエンスストアの自主的判断にゆだねられている」と回答しています。

ちなみに、11ページに大阪府の青少年健全育成条例を掲載させていただきましたが、千葉県と多少違いがあります。

最後に、海外ではどうなのか、ということですが、アメリカではコンビニには一切置いていないようで、そうした雑誌を買おうと思えば、あらかじめ決められた一角にある専門のポルノショップに行かなければならないとのこと。

以上で、「成人向け雑誌（有害図書等）の陳列対策」についての報告とさ

せていただきます。千葉市としても、何らかの取り組みを、子どもたちの健全育成のために取り組んでいきたいと考えておりますので、ご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山田局長： 補足で説明させていただきます。今回の有害図書の関係ですが、局内でも相当話し合いました。実際に本も回していただきましたが、「隠すと却って見たくなるような感じもする」という意見もあります。また、この話題が出てから、ずいぶんコンビニを回りましたが、脇にテーブルがあって高校生がたむろしていたり、飲食しているそばに本がずらっとある状況です。親子で買い物に来たときにもこれがあると違和感がありました。

表現の自由ですとか、根本のところの問題もあるのですが、市として、オリンピック・パラリンピックと海外からも色々なお客さんが来るということで、そういった姿勢を示すためにも、何か一工夫して環境を少しでも良くしたいなということで、今回ご提案させていただきました。

ですから、手厳しい意見でも、全くそんなの意味ないじゃないか、という意見も実は欲しいところでございまして、色々な意見を聞きながら、今年度中に取りまとめたいと考えております。よろしくお願いいたします。

磯邊会長： ありがとうございます。本日のこの場のゴールは、議決をするのではなく、皆様のご意見を頂戴して、それをもとに検討していただくということですので、それに関して率直な感想・ご意見等をお聞かせいただきたいと思います。ところで、有害図書の定義はどうなっていますでしょうか。

藤田課長： 青少年健全育成条例の方に記載があるのですが、手元にありませんので、確認いたします。

磯邊会長： 千葉県には条例がありますが、千葉市にはそういった条例がないということですね。ですから、千葉市内のコンビニが県の条例を守らなくても違反ではないという理解でよろしいでしょうか。

藤田課長： 市内においても、県の条例に準じて取り組んでいただいております。

磯邊会長： それでは、千葉市のコンビニは、県の条例を守らないといけない。さらに厳しい条例を作ることは可能でしょうか。

藤田課長： 条例となると大きな話になるので、コンビニチェーンとの協定に基づいた取り組みのレベルで考えていただけたらと思います。

磯邊会長： いかがでしょうか。

尾上委員。

尾上委員： 理解不足でもあるのですが、条例に違反したときは、罰則はあるのでしょうか。また、例えば間仕切りや 60cm 離しての区分陳列の実施は 0% ですけど、対応はどうなっているのでしょうか。

山田局長： 県条例に基づく罰則規定はございます。おおむね県内のコンビニはこの条

例を順守しているということです。それに加えて、千葉市独自で一步進んだ目に触れない取り組みを、ということで、堺市をモデルに考えているところがございます。

磯邊会長： 県条例はこれらのどれかを満たせばよい、ということです。初期投資が少ないやり方でコンビニは取り組んでいる、という理解でよいと思います。60cm 空けると、売り場の面積がその分狭くなりますので、おそらくそういう判断だと思います。

尾上委員： わかりました。

磯邊会長： それでは、山田委員。

山田委員： 2つの観点から賛成します。1つは私もこういう仕事をしているので、学会に属していて、日本では児童ポルノとかがすごく緩くて、非常に問題がある。ちゃんとデータは持ってきていないのですが、北欧でもアメリカでも、ポルノ雑誌については、特定のところで販売をしていて、日本ほど巷にあふれているのは、先進国にはないだろうと思います。

コンビニのご了解をいただいて、こういう考え方があって、第一歩のスタートだと思います。

もう1つは、私も全部チェックしているわけではありませんが、非常に内容が極端であるので、例えば、一般的とはいえない性行為によって女性が喜ぶという話を書いてあったりするのですが、そんなのは喜ぶ人はいないだろうという意見が出ています。これらから知識を得たことで、正しいと思って、関係があった時に、それは必ずしも女性を大事にしているとは思えず、内容的にも問題があると思います。

この2つから、やっぱり必要な人もいるでしょうから、特定のところで販売するのがいいし、とやかに申し上げませんが、一般の人に見えているところについて目隠しをすることは、いいことだと思います。

磯邊会長： ありがとうございます。学術的なところから賛成の意見がありましたが、他にいかがでしょうか。

皆様のお仕事の関係あるいは、子育てをしている親の観点からでも結構です。

私自身気になったところは、どれもやっていないというコンビニが1店舗あったということですが。

藤代所長： 様々な理由があると思いますが、それに関しましては、我々の方で、補導員と一緒にコンビニを回りまして、条例については千葉市に権限委譲がございまして、店に行って勧告をします。勧告の段階で、店の方で何らかの方策を取っていただけます。今現在は0という状況になっております。

磯邊会長： ありがとうございます。調査だけではなく、違反しているところについて

は、きちんと是正をしていただいた、ということだそうです。ほかに何かございますか。岡村委員。

岡村委員： 私はあえて、意味がないと思います。存在する限りは気になるし、見たくないのは、子どもたちの様子を見ていて分かります。誰のために隠しているのだろうということで、今の条例では、多少子どもの目にすぐ触れないような効果はあるのかもしれないですが。

カバーをかけるのは、その先オリンピック・パラリンピックとおっしゃいましたけれど、スタンドプレー的な感じで、本当に子どもに目隠ししたいためにやっているのでしょうか。だとすれば、さっきおっしゃったように、隠されているからこそ見たくなくなるという心理もありますし、あまり意味ないと思います。本当に隠したいのだったら、一斉撤去しかないと思います。それはやはり難しいのが現状ですし、コンビニだけでなく通勤の電車の中でサラリーマンの読んでいる新聞の記事でも、よくこんな人前で広げて読むなあ、というのが日本の文化の底辺にありますので、その辺から掘り下げて、一斉にこういうものは公衆の面前では広げない、という文化を作っていかなければ、根本的な解決にはなりません。それから、今さらコンビニかなということもあります。今スマホでこれだけ画像が手に入る中で、このことを一生懸命やっても、実際の社会的な情勢に合うのかという疑問もあります。

磯邊会長： ありがとうございます。実際のところの効果が疑わしく、単にポーズに過ぎないのではないかと、子どもたちが有害情報を知りえる経路を考えた時に、サイバー空間での性的な情報についても併せて考えていかなければ、というご意見でした。ほかにいかがでしょうか。

山下委員： 一時のこととして何か対応を取っているように見えるのですが、何も変わらないだろうなとも思います。というのも、先ほどもありましたが、日本はこういったポルノに対する規制が緩い国だと思います。例えば、飛行機の中で提供されるような週刊誌の中にも、そういった写真があったり、記事を取り上げたりだとかが平然と行われている状態です。それは、日本という国の尊厳にかかわる部分なのではないでしょうか。というのも、東京オリンピック・パラリンピックのことを言って、インフラを整備するといった話をしているのですが、やはり、日本という国は、世界のトップに位置する国だと思いますし、私たちはそういう意識を子どもたちに育てていかなければならないのです。けれど、ある部分では素晴らしくとも、モラルの部分では何も教えていないと言われても仕方がないことを、根本でどう解決していくかをこれから私たちは考えていかなければいけないのではないかなと思います。

オリンピック・パラリンピックでは、千葉でも競技があり、競技の中では、被災地で何かをしようという取り組みもなされていますから、日本全体が見

られるということになります。そのあたりは、市の問題、県の問題、広域で考えて日本全国の中で、こういったものが制限できるマナーを守る国民性が日本にはあるということをこの機会に考えていただければと思います。

雑誌協会のことは、販売のことと、それと、日本人の尊厳がどこにあるのかということとはまた別問題ではと思います。それを無視してしまうのはどうかという気がします。

それと、中学生くらいになりますと、いわゆるアダルトサイトに接続してしまって、課金をされて、消費生活センターに行くと、親御さんがちゃんと申し出れば、その契約はクーリングオフなどすることができるのですが、そういったところでトラブルに巻き込まれている中学生、もしかすると小学生もいるのかもしれない。低年齢化してきていますので、そういったことに対する歯止めについても、やはり、ここで千葉市が考えるのであれば、もっと大きなところで、しっかりと考えていただいて、これは本来的に言えば国の施策の中にあってしかるべきという気がしますので、そういう声を、千葉市からあげていってもいいという気がします。

磯邊会長： ありがとうございます。国民的議論という言い方がどうかというのがありますが、日本全体としてこういう問題にどう取り組むのかについて、千葉市から声を出していただきたいということです。もちろん議会でこういった具体的なことより、少し上にあるフィロソフィーの部分について議論していただけるといいと思います。また、こういった問題があるから何もしなくていいのではなく、やることによって堺市のように話題になり、導火線になって、こういう問題があったと改めて注目を集めると、ひとつのきっかけになると思います。ほかにいかがでしょうか。

池田委員： コンビニを見て回ったこともあるのですが、今コンビニが本当にいっぱいありますよね。そこにこういう本がこれだけあるということは、やはり子どもたちはほとんど既に目にしているということと、この間仕切りは10cm あってもほとんど変わらないですよね。だから、アメリカみたいに絶対置かないという形にした方が、それを千葉市がオリンピックに向けて、発信していく方がいいのではと思います。

磯邊会長： ありがとうございます。大胆に千葉市は置かないと、熊谷市長が責任を背負ってくれるかというところがありますが。色々な意見がある中で、危惧するところもありますし、効果のところもあると思いますが、一方で、やるということによって見えてくることもあり、千葉市なりのやり方というものもあるかなと思います。

小山副会長： 私は補導員ですので、毎年この社会環境実態調査に参加しております。や

はり 10cm の間仕切りというのは、あまり効果はないと考えています。大阪府のように高いところに置くとか、特定のところに置いて、声をかけないと取れない、ということでしたらいいのですけれど。カバーをつけたりすることによって、小学生の低学年の目に触れる機会を少なくして、スマホについては、フィルタリングを外せばいろんな世界が見えてきてしまいますけれど、小学生の低学年はそこまでのツールは見えていないのではと思います。中学生くらいになると、もっとすごいのを見ってしまうので、小学校の低学年あたりの刺激を防ぐという意味では効果があるのでは、と期待をしております。

販売はできないことになってはいますが、コンビニでの万引きも多々ございます。子どもが目を盗んでこういった雑誌を万引きして、中を見てしまうこともあると思います。そういった観点からみれば、カバーをつけて見えなくして多少刺激を少なくすると、少しは効果もあるかと思えます。ネットで見られない年代に対して刺激を抑えるという意味ですけれども。

磯邊会長： ありがとうございます。どうでしょうか、もうお一人お二人ご意見いただけるとういのですが。

山田局長： 県警の方が来られているので、お聞きしたいのですが、防犯の面ではいかがでしょうか。私は以前に、花見川の区長をやっております、コンビニから女性のつけ回しですとか、犯罪につながっていくことがかなり多いという話を聞きました。そういったもの、例えば落書きが多いところに犯罪が多いのと同じように、犯罪防止の観点では、少し効果はあるのでしょうか。

鈴木委員： データは特にありませんけれども、私も現場で 40 年近く仕事しております。千葉県で健全育成条例ができた経緯というのは、やはりこういう有害環境を少しでもなくしようというのが、第一ですので、効果の有無は別として、会長がおっしゃったとおり、一つでもなくしていくのが仕事だと思ってやっておりました。

今警察では、芸能人のホテル暴行容疑の話題が多いです。欲望を抑えられなかったということですが、この本を見た青少年がどういう気持ちになるのかというと、それに似た状態は当然あると思います。ですから、目に触れないのが一番いいのは確かです。ただ、行政的にそれが完全に網羅できるかというと、また違う観点になってしまいますけれど、やはりやることに努力した方がいいと思っています。部下職員にも回ってきなさいよ、という話をしています。当然 10cm の間仕切りでは見えなくなるのですけれど。

尾上委員： 協定を結んだセブンイレブンと、ほかのコンビニで違いがあるのでしょうか。例えば、ほかのコンビニだと 10cm 以上離すということをやっているけれど、セブンイレブンでは包装をかけているところが多いだとか、もしそう

いう効果があるのではあれば、提携をしながら少しでも動ければと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

山田局長： 今セブンイレブンと連携協定を交わしているのは、具体的な何かではなくて、子育てとか青少年の健全育成のことについても連携しましょう、という意思を交わしたものです。この協定をもとにセブンイレブンに働きかけられるのではないかとということで、まず協定を交わしているセブンイレブンに協力していただけないか、店にある有害な図書にはシートをかけていただけませんか、ということで考えておまして、今現在セブンイレブンと何かをやっているわけではありません。

磯邊会長 包括協定を結んだということですね。具体的に本件に関して何かというのではなく、協定をもとにこれから進めていくということですね。ほかに何かありますでしょうか。

こういう姿勢を見せること自体が重要なと思います。これに基づき、色々な議論がでてくる、法的な問題や表現の自由もございませうけれど、そういった議論が起こることも必要なのかなと思います。そのことによって、千葉市が子育てしやすく、理解のある市だということになれば、ぜひ千葉市に住みたいという方が増えるかもしれません。こういったところを入り口の一つとして、千葉市としてどういう姿勢で臨んでいくかを具体例として示し、千葉市らしいやり方で、行ってほしいと思います。

やるのであれば、できるだけ効果のあるやり方で、かつ店舗に負担のかからない形で出来るように、考えていただきたい。また、有害図書以外の環境についても、対応をぜひ考えていただけると、子どもたちにとっていいのかなと思います。

活発な議論ありがとうございました。

5 (1) 千葉市子ども・若者支援協議会について

磯邊会長： それでは、議題の方は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。報告事項「(1) 子ども・若者支援協議会について」事務局よりお願いします。

藤田課長： 資料の13ページをご覧ください。この協議会は、平成22年施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成24年2月1日に設置し、これまで運営してきました。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で、図にあるように、沢山の構成機関があるのですが、このような機関が連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族等を支援していくものです。

本日も報告がありますが、相談の窓口として、「子ども・若者総合相談セ

ンターLink」を設置し、様々な相談を受け付けた際に、適切な機関についての情報提供や、機関への橋渡しを行っています。

協議会の報告については、資料をご覧ください。15 ページ、「3 成果と課題」については、協議会としては、関係機関と顔の見える関係の構築を重視しており、それを継続してきております。相談窓口 Link としては、相談の質が向上していることです。課題としては、繋ぎ先として、すぐに社会参加や就労へ移ることができないような若者が、エネルギーを蓄えるための中間的な居場所が不足していることです。Link としては、相談対象者の相談の後の状況が把握しにくいこと、それから、主訴が重複する相談者が多く対応に苦慮していることなどがございました。

今年度の取り組みについては、資料 15 ページをご覧ください。会議については、例年通り開催していきます。今年度の課題としては、先ほどの昨年度からの課題になりますが、居場所の情報収集及び連携を図ることや、今年度からひきこもり地域支援センターが協議会に入っているのも、より効果的な支援ができるように取り組んでまいります。以上です。

磯邊会長： ありがとうございます。「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて、0歳から30代までの若者の相談や支援をどう進めるか、特に就労ですとか、先ほども非行の背景に無職者が多いという話もありましたけれども、そういったような職に就いていない人について、支援しながら就労につなげていく。この協議会の一つの目玉として、Link という相談機関がございましてそこで相談を行っているということです。

居場所の中間機能、資料を見ますと13ページに民間団体が最初は0件だったのが、ちょっとずつ増えてきているかなと感じまして、少しずつ市内のリソースの掘り起しができてきているのではないかと、という風にも思います。

ひきこもりの人はすぐに社会に出られるものではありませんので、民間と行政が連携しながら中間施設が必要です。また、先日この協議会では、中間施設に対する何らかの支援をして欲しいと、赤字でやっているのも、支援が欲しいというような話もありました。

ただいまの報告にご意見ご要望、ご質問等あればお願いします。

(質問等なし)

5 (2) 子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況について

磯邊会長： それでは続きまして、報告事項「(2) 子ども・若者総合相談センターLinkの相談状況について」報告をお願いします。

藤代所長： 資料の17ページをご覧ください。

平成 24 年度に開設しまして、今年度で 5 年目を迎えております。相談対象者は 30 歳代までとなっております。

相談件数ですが、平成 26 年度に比べて 27 年度は 657 件と、40 件ほど減っております。開設以来増えていたわけですが、「6 主訴」のひきこもりが 50 件ほど減っております。2 月にひきこもり地域支援センターが設置されたことから減ったものと推測されます。

「2 相談者の状況」をご覧ください。父親・母親合わせて約 50%が両親からの相談となります。また、本人が 25%ということで、他の相談機関と比べると本人の割合が多いというのが特徴となっております。

「3 男女比」ですが、26 年度は男性が 7、女性が 3 の割合だったのですが、27 年度は 6 : 4 となっております。

所属や年齢では、無職者、20 代が最も多くなっております。

主訴については、先ほども申し上げたとおり、ひきこもりが減っております。27 年度は就職・就労関係か件数が増えております。主訴ですが、重複することもあり、1 回の相談でははっきりしないこともあり、相談者に親身になって聞いていこう、ということで継続相談が多くなっております。

繋いだ支援機関としては、義務教育の子どもたちにつきましては、教育センターへ、メンタル面でいろいろな課題を抱えている人はこころの健康センターへ繋ぐことが多くなっております。以上でございます。

磯邊会長： ありがとうございます。相談員は、3 人でよいでしょうか。

藤代所長： 3 人です。

磯邊会長： 増員はしていない状況でよいでしょうか。

藤代所長： 増員は行っていませんが、出張等で不在の場合は、サポートセンター内の相談対応の職員が対応することになっております。

磯邊会長： 相談員さんのメンタルケアは大丈夫でしょうか。

藤代所長： 今の相談数なら大丈夫だと聞いております。

磯邊会長： 開設以来、ありとあらゆる相談を受けているわけですから、頭が下がる思いです。毎年この席で言わせていただいておりますが、スタッフが室でするので、スタッフの資質向上と同時に、メンタルヘルスや身体の負担を守っていただきたい。受け身の相談だけでなく、アウトリーチもしているわけですので、業務の分担が過剰にならないよう、なおかつ質の高い相談をやっていただければと思いますので、引き続きよろしくお祈いします。

何か、質問はございますか。

(質問等なし)

5 (3) 千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

磯邊会長： それでは続きまして、先ほども話題に出ましたが、報告事項「(3) 千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について」精神保健福祉課からお願いします。

佐藤課長： ひきこもり地域支援センターにつきまして、報告させていただきたいと思えます。資料の 20 ページをご覧ください。

運営体制ですが、対象者は原則として 18 歳以上のひきこもり状態にある方及びその家族としております。ただ、実際に相談にいらっしゃった方の中には 18 歳未満の方もいらっしゃるので、そのときに応じて対応させていただいております。

設置場所としては、「こころの健康センター」内に設置しています。

月曜日から金曜日、9時から5時まで開設して、相談員 2 人で対応しています。電話の相談が多いのですが、中には、なんとか外に出てこれるということで、ご家族だけですとか、ご家族と一緒にご自身が出てこれるという相談も受けています。

家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援ということで、それを売りとして始めたのですが、昨年度始めたばかりでは、なかなか家に伺うことが難しく、件数も 1 桁台にとどまっております。今年度になって、少しずつ関係も築けまして、ご自宅に訪問できているケースもあるということです。

運営は、委託ということで、「特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば」に委託しております。

運営状況は、昨年度末の 2 月 1 日から 7 月まで 123 日間対応してきました。相談・問い合わせ件数は、1,065 件です。初回の相談は 154 件、その後継続が 627 件、その他色々な問い合わせですとか、中には無言の電話も数件あったということです。

初回相談における対象者の内訳では、Link と同じように、男性の割合が多いです。年齢層としては、一番多いのが 30 代、次に 20 代となっております。

ひきこもり期間ですが、5～10 年の方が一番多かったのですが、この 4 月以降、10～20 年の方が多くみられています。

ひきこもりの原因は、学校の問題が一番多いということです。今回のような会議や子ども・若者支援協議会などの場で連携させていただき、ひきこもりに至るまでに、早いうちに取り組むことで、期間が長くないうちに対応できるのではと考えているところでございます。

相談の中で、寄せられた意見としましては、「親戚や友人など、誰にも相談できなかった気持ちを、吐き出せて楽になった」ですとか、「相談して、

本人に余裕を持って接することができるようになった」「本人が何に困っていたかわからなかったけれど、相談して考えるきっかけになった」というものがありました。本人からも「話を聞いてもらえて、前向きになった」「家族にやさしく接しようと思った」という意見があったということです。

センターを運営していくうえでの課題としましては、千葉市にもかなりの数のひきこもりがいると推計されるのですが、相談数は推計された数の1割にも達しないので、今後周知をしていきながら、利用の拡大を図っていきたいと考えています。また、多種多様な相談に答えられるように、Linkと同様に、相談の実績を積み重ね、効果の高い支援が確立できるようにしていきたいと考えております。

25ページをご覧ください。「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」というものを予定しております。今後11月にひきこもりサポーターの養成研修を実施し、センター職員だけでなく、関心のある方々にサポーターとして活動していただければと考えているところです。

磯邊会長： ありがとうございます。先ほど、推計の1割にも満たないという話がありました。推計は何人になりますか。

佐藤課長： 2,200人となっています。国の数字から計算したものになります。

磯邊会長： 先ほど池田委員が「見守りの中でひきこもりの人に初めて気が付いた」とおっしゃっていましたが、相談しづらい部分もあるということで、ひきこもり専門の相談窓口を開設したということです。

質問はございますか。

委託はいつまでの委託となっていますか。

佐藤課長： 今年度一杯の予定になっています。状況を見て、同じ業者をお願いするか、もしくはもう一度プロポーザルをするか、検討することになります。

磯邊会長： コンソーシアムなどは考えていますか。

佐藤課長： 今のところは、まだ考えていません。

磯邊会長： それぞれの団体に持ち味があるので、一つでやる場合がいいこともあるし、連合体を組んだ方が持ち味が出る場合もあるので、色々な形態で考えていただければと思います。

佐藤課長： スタッフのケアという点では、週1回程度こころの健康センターでケースカンファレンスをしています。

また、随時相談があった際に、こころの健康センターにも入っていただきながら、その中でお願いしているところです。

磯邊会長： 他に何かありますか。

岡村委員： 最近地域の中で気になっているのが、家庭内暴力が増えていると感じます。例えば、警察の少年課につなげるケースなどは増えているのでしょうか。

佐藤課長： 家庭内暴力の度を過ぎたものについては、警察への通報の中で、保健所にも連絡があり対応するケースもあります。

ひきこもり地域支援センターでの相談についても、当事者が家族に暴力をふるうケースもあると聞いています。そういったときには、病気の有無などを聞きながら、対応方法を伝えています。

磯邊会長： 家庭内暴力の話が出ましたが、警察ではいかがでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員： 多いと思います。数字の傾向としては出ていないのですが、皆さん自分の家庭のことはおっしゃらない方が多く、表に出てこないものが多いです。

民生委員の方などが回った時に、あざなどに気付くこともあります。周りの方が騒音の苦情を入れて発見されることも多いように思います。自分の家の知られたくない事情はあまりお話にならないことが多いです。

磯邊会長： となると、こういった Link やひきこもり地域支援センターなどができたことに、期待をしたいと思います。

久保委員からは何かございますか。

久保委員： 傷害事件で、相手が家族、ということもあります。ただし、ひきこもりに限った話ではないので、ひきこもったうえで、傷害が増えているという実感はあまりないです。

磯邊会長： ありがとうございます。小林委員はいかがでしょう。

小林委員： 家庭内暴力が過去にあった、という事例はあるが、増減についてははっきりしたものは申し上げられないです。

磯邊会長： ありがとうございます。岡坂委員はいかがでしょう。

岡坂委員： 類型としては、そこまで割合は多くはないです。

磯邊会長： ありがとうございます。あえて話をしていただいたのは、ひきこもりについては、こういったところで議論になったりするのですが、家庭内暴力については、改めて話題にしたことはなかったもので、頭に入れておければと思います。

5 (4) 「家庭教育応援します～親ナビ～」の作成について

磯邊会長： それでは、報告事項「(4) 家庭教育応援します～親ナビ～」の作成について事務局お願いします。

藤田課長： 時間の都合もありますので、(4)(5)については併せて説明させていただきます。27,28 ページをご覧ください。

親ナビについては、毎年この場でご意見をいただきながら、時代に即した内容を盛り込んで更新しております。来年度版の作成に当たっては、資料のとおり更新を予定しておりますので、ご意見がございましたら事務局までご連絡をいただければと思います。

青少年の日フェスタについては、委員の皆様のご所属の団体さんでもご参加いただいているところもありますので、よろしく申し上げます。以上です。

磯邊会長： ありがとうございました。親ナビについては、来年度の分に盛り込みたい内容があれば、事務局までご連絡をお願いします。

何かご意見はありますか。

(意見等なし)

磯邊会長： 次第の内容は以上ですが、そのほか何かございますか。

(意見等なし)

磯邊会長： それでは以上で終了となります。円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

宮内主査： 以上をもちまして、千葉市青少年問題協議会を終了します。ご協力ありがとうございました。